

第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、第48回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）のシンボルマーク及びロゴマーク（以下「シンボルマーク等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 シンボルマーク等とは、「第48回全国育樹祭ロゴ使用規定マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に定めるものをいう。

(シンボルマーク等に関する権利)

第3条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、第48回全国育樹祭宮城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。また、実行委員会の解散後は、宮城県（以下「県」という。）に属するものとする。

(利用の手続き)

第4条 シンボルマーク等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ「第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 県及び実行委員会が主体となって実施するイベント等で利用するとき。
- (2) 共催者である公益社団法人国土緑化推進機構が広報の目的で利用するとき。
- (3) 実行委員会の構成員が広報の目的で利用するとき。
- (4) 国又は地方公共団体が広報の目的で利用するとき。
- (5) 報道関係機関が広報の目的で利用するとき。
- (6) 県内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が、児童、生徒及び学生に対して、育樹祭開催に関する周知を行う目的で利用するとき。

2 会長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、育樹祭のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をするものとする。この場合において、会長が必要と認める場合には、シンボルマーク等の利用方法その他について、条件を付すことができる。

3 会長は、利用許諾を行ったときは、「第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用許諾書」（様式第2号。以下「利用許諾書」という。）を申請者へ送付する。また、利用許諾をしない場合には、「第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用不許諾通知書」（様式第3号）を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマーク等の利用許諾をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 県及び育樹祭のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められるとき。
- (7) シンボルマーク等の利用によって、特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) マニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
- (9) その他会長が不適當と認めるとき。

(利用上の遵守事項)

第6条 シンボルマーク等の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用し、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 利用に当たっては、事務局が提供したシンボルマーク等に係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) マニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。ただし、会長が必要と認める場合はその限りでない。
- (4) シンボルマーク等を利用する物件には「第48回全国育樹祭許諾第〇号（利用許諾書に記載の許諾番号）」を明示すること。ただし、その形状等から許諾番号を明示することが困難な場合は、この限りではない。
- (5) 物件の完成見本を、速やかに事務局に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) シンボルマーク等の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うとともに、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。

なお、シンボルマーク等の著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

(7) 故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。

(利用許諾の期間)

第7条 シンボルマーク等の利用許諾の期間は、第4条の規定により利用許諾を受けた日から令和8年(2026年)3月末までとする。ただし、利用期間が限定されているときは、当該利用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、当該利用許諾を受けた事項を変更しない限り、前項の期間満了後においても、シンボルマーク等を利用した物件が残存している間は、引き続きシンボルマーク等を利用することができるものとする。

(許諾内容の変更)

第8条 利用者は、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用許諾変更申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第4条から前条までの規定を準用するものとし、会長は、変更の利用許諾をした場合は、「第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用変更許諾書」(様式第5号)を申請者へ送付する。

(利用状況の報告等)

第9条 会長は、利用者に対し、シンボルマーク等の利用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

(許諾の取消し)

第10条 会長は、シンボルマーク等の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、利用許諾を取り消し、利用者に対し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前号の規定により、利用許諾を取り消された利用者は、当該許諾に係る物件を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

4 会長は、前各項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第11条 シンボルマーク等の著作権使用料等については、無料とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、シンボルマーク等の取扱いに関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月21日から施行する。

年 月 日

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会会長 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
連絡先（担当者名、電話番号）

第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用申請書

第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマークについて、第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク取扱要領第4条に基づき、下記のとおり利用したいので申請します。

なお、利用に当たっては、同要領に定める事項を遵守し、同要領第5条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

記

1 申請内容

利用対象物件 （商品名等）	
利用目的	
利用方法	（種類・名称・数量等）
利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

（申請者） 様

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会
会 長

第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用許諾書

年 月 日付けで申請のありました第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマークの利用について、以下のとおり許諾します。

利用区分	シンボルマーク・ロゴマーク
許諾番号	
利用するデザイン	
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
備考	

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- 1 利用許諾を受けた物件のデザインとして、シンボルマーク等を利用することができます。ただし、シンボルマーク等を用いた宣伝、広告又は商品等の利用に際して、その広告、商品、包装等に許諾番号（「©第48回全国育樹祭#●●●●」）を明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- 2 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、実行委員会は一切の責任を負いません。
- 4 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 利用者が上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、実行委員会は一切の責任を負いません。
- 8 シンボルマーク等の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマークの利用に関する規定は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第4条第3項関係）

年 月 日

（申請者） 様

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会
会 長

第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマークの利用については、下記の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

記

不承諾の理由

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会会長 殿

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用許諾変更申請書

年 月 日付けで許諾（許諾番号 第 号）を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、変更後の利用に当たっては、第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク取扱要領に定める事項を遵守し、同要領第5条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

記

変更内容

（申請者） 様

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会
会 長

第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマーク利用変更許諾書

年 月 日付けで変更申請のありました第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマークの利用について、以下のとおり変更を許諾します。

利用区分	シンボルマーク・ロゴマーク
許諾番号	
利用するデザイン	
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
備考	

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- 1 利用許諾を受けた物件のデザインとして、シンボルマーク等を利用することができます。ただし、シンボルマーク等を用いた宣伝、広告又は商品等の利用に際して、その広告、商品、包装等に許諾番号（「©第48回全国育樹祭#●●●●」）を明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- 2 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、実行委員会は一切の責任を負いません。
- 4 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 利用者が上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、実行委員会は一切の責任を負いません。
- 8 シンボルマーク等の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 第45回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴマークの利用に関する規定は、必要に応じて変更することがあります。